

岐阜県警住民情報漏えいで考える

岐阜県大垣市での風力発電事業計画をめぐる、岐阜県警が反対派住民を監視、収集した情報を事業会社に提供した問題で、住民らは昨年十二月、表現の自由を公権力に干渉されたとして、県に損害賠償を求める訴訟を起こした。警察の市民運動などへの監視や情報収集は以前から繰り返されているが、政府が今国会に提出予定の「共謀罪」法案が成立すれば、監視が一段と強まることは確実だ。

(安藤恭子、白名正和)

この訴訟の経緯を振り返る 市の山林で中部電力子会社。二〇一四年七月、大垣のシーテック(名古屋市)



市民監視の損害賠償訴訟について話し合う、左から山田秀樹弁護士、原告の松島勢至さん、近藤ゆり子さん＝岐阜県大垣市で

が計画していた風力発電事業をめぐり、計画に反対する住民らの動向や個人情報は大垣署が同社に漏らしていたことが、新聞報道で明らかになった。

住民らが名古屋地裁に証拠保全を申し立ててシーテックから入手した議事録の写しによれば、大垣署が同社に情報提供を求めたのがきっかけで両者の間で四回の会合が開かれた。一三年八月に大垣署で開かれた初会合では、住民のうち計画地から二・五キロ余の集落で寺の住職を務める松島勢至さん(六八)らが開いた風力発電の勉強会について、次のようなやりとりがあったという。

警察「勉強会の主催者である松島氏らが、風力発電にかかわらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることをご存じか」

シーテック「以前ゴルフ場建設時にも反対派として活動された」

警察「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に

反対する近藤氏という人物がいるが、ご存じか。東大を中退しており、頭も悪い。しゃべりも上手であるから、このような人物と繋がること、やっかいになる」

その後の会合でも、警察側は「法律事務所相談を行った気配がある」「過激な運動を起す可能性のある地区」「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念」などと、シーテックに住民らの動向を伝えていた。

「やっかい」と警察に名指された近藤ゆり子さん(六七)は、地元で護憲や反原発を訴えている運動家。警察とシーテックが会合した時点で、風力発電計画については知らなかったという。「警察は私をあしざまに言い、市民運動をつぶしたいのだとリアルに分かった。衝撃を受けた」と振り返る。勉強会の主催者として名前が挙がった松島さん(六三)も三十年も前のゴルフ場反対運動を持ち出された上、警察に「過激」とレッテルをはらわれていたとは

個人情報を漏らされたとして近藤さんら四人は、容疑者不詳のまま地方公務員法(守秘義務)違反の疑いで岐阜地検に告発状を提出したものの、一五年十二月に不起訴になった。

この問題が取り上げられた同年六月の参院内閣委員会で、警察庁警備局長はこうした監視について「公共の安全と秩序の維持という責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環」と説明した。

近藤さんら四人は昨年暮れ、憲法で保障された表現の自由が公権力に不当に干渉されたなどとして、県を相手取った損害賠償請求訴訟を岐阜地裁に起こした。近藤さんは「具体的な事件も危険性もないはずと手前の段階で、警察が市民を監視し、危険をおおって孤立させ、運動を抑えようとする。自由な意見交換がなければ、民主主義は機能しない。これは日本全体に関わる問題」と危機感を募らせている。

「共謀罪」監視強化の危機

警察などに市民が監視されていた問題は他にも多い。最近では参院選の公示直前だった昨年六月、大分県別府市の別府地区平和運動センターや連合大分東部地域協議会が入る建物の敷地に隠しカメラが設置されているのが見つかった。

建物は野党候補の選挙運動の拠点で、カメラは別府署員が設置していた。連合大分の関係者は「選挙妨害が狙いと考える」と憤る。

一〇年には警視庁外事三課の内部文書がネット上に流出し、警察が日本で暮らすイスラム教徒の行動を監視し、関連する金融機関の口座なども照会していた。

強引な情報収集 日常化

特報

参院議員会館で開かれた共謀罪の反対集会＝1月20日、東京・永田町で

とが分かった。

警察以外にも〇七年六月には、陸上自衛隊の情報保全隊が自衛隊のイラク派遣に反対する団体などの情報を収集していたことが明らかにした。自衛隊関連では〇二年、海上自衛隊幹部が防衛庁(当時)に情報公開請求した約四百四十人の身元を調べ、リスト化していたことも発覚している。

こうした監視活動は今のところ公然とはやりにくい現実があるが、政府が導入を狙う共謀罪(テロ等準備罪)ができれば、状況は一変しかねない。

日弁連の共謀罪法案対策本部事務局長の山下幸夫弁護士は「共謀罪ができれば、市民活動などの監視を権力側は『捜査のため』という名目で、大手を振って繰り返される」と懸念する。

とりわけ、山下弁護士は監視の日常化を危ぶむ。「共謀罪が適用されるか否かを判断するには、警察側は普段から対象者の動向を把握しておかねばならない。ある団体が罪を犯しそうだ」と判断するには、普段

「市民は対象外」? 警察が判断

からメンバーらの行動を把握し続けねばならず、日常的な監視は不可欠になる。政府は共謀罪の対象について、テロ組織や暴力団などが相手で、市民団体などは適用外と説明する。二日の衆院予算委員会でも、金田勝年法相が「正当な団体の性質が一変しなければ、組織的犯罪集団と認められることはない」と答弁した。

しかし、山下弁護士は「結局どの団体を犯罪集団とみなされる恐れはある」ということだ。市民は対象外という政府の言葉を顔面通りには受け取れない」と指摘する。

さらに政府は「犯罪の合意だけでなく、準備行為がなければ逮捕・勾留できないように立法する」としているが、山下弁護士は「何が準備行為に当たるかを判断するのも警察。銀行からお金を下ろしたり、タクシーに乗ることも対象になり得る」と警鐘を鳴らす。

イスラム教徒の情報流出事件に携わった河崎健一郎

弁護士は「問題の根には、イスラム教徒を危険と断じる警察の意識があった。そうした恣意により、監視活動がイスラム教徒以外のひとにも向けられる恐れは否定できない」と話す。

大垣訴訟の原告の松島さんは「共謀罪」法案について「私たちは暴力団員でもないのに、警察に目をつけられている。一般人に関係ないってことはない。ますますものが言えない、大変な時代になる」と苦言を呈す。

訴訟の代理人を務める山田秀樹弁護士は「警察が会合した時点で、原告の四人が風力発電計画の反対で、何らかの共謀をしていた事実はない。それなのに、警察は彼らを『組織的犯罪集団』の一手前と判断し、監視していた」と説く。

「結局、公共的な事業に反対する市民は、事件を起こすかもしれないと決めつけた。市民団体が共謀罪の対象にならない保証はどこにもない。この法律ができれば、警察が市民監視を堂々とでき、素朴な思いも口に出せなくなるだろう」



「共謀罪」の国会提出を許さない、20日以内